

⑧引き受けできる保険契約の範囲

- ★・少額短期保険業者は、保険業法および関係法令の定めにより保険期間が1年または2年であって、一の被保険者について保険金額が1,000万円（低発生率事故に関する保険については別途1,000万円）以下の保険のみ引き受けを行うことができるものとされております。

⑨被保険者数の制限および引受保険金額の上限

- ★・保険業法および関係法令の規定により、当社では同一の保険契約者については、上限総保険金額から算出した被保険者数が限度となります。
- ★・保険業法および関係法令の規定により、当社では同一の被保険者に関する引受金額に上限を設けております。引受上限を超えた保険契約は無効となりますのでご注意ください。（※）

※この保険契約には「複数契約特約」が付帯されるため、当社は、同一の被保険者について複数の保険契約を引き受けることができます。その引受限度額は、各々の保険契約の保険金額を合算して一の被保険者あたり3,000万円（低発生率事故に関する保険については別途3,000万円）までとなります。

ただし、次の点にご注意ください。

- ①同一建物内および隣接する建物内に複数の車両を所有する場合は、複数の契約を引き受けません。（ただし、保険金額を合算して1,000万円を超えない場合はこの限りではありません。）
- ②同一の被保険者について、各々の保険契約の保険金額を合算して3,000万円（低発生率事故に関する保険については別途3,000万円）を超過して、保険契約を引き受けることができません。
- ③同一の事故に対して複数の保険契約から保険金が支払われる場合であっても、その事故に対してお支払いできる保険金の限度額は1,000万円（低発生率事故に関する保険については別途1,000万円）です。
- ④同一の被保険者について、各々の保険契約の保険契約者が相違する場合は、保険金額を合算して1,000万円（低発生率事故に関する保険については別途1,000万円）を超過して保険契約を引き受けることができません。

⑩保険契約者保護機構について

- ★・当社は保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構の行う資金援助などの措置の適用はなく、保険業法第270条の3（保険契約の移転等における資金援助）第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。ただし、当社は責任準備金を十分に積み立て、さらに再保険契約を締結することにより将来の支払いに備えるなど、長期的な視点で安定した事業運営を行っております。

⑪裁判外紛争解決手続きについて

- ・当社との間で問題解決できない場合は、当社が加盟する次の「指定紛争解決機関」をご利用いただけます。

一般社団法人日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」

0120-82-1144

【平日 9:00-12:00 13:00-17:00】
(土日祝日および年末年始休業期間を除く)

⑫支払時情報交換制度

- ・当社は、保険金などのお支払い、または保険契約の締結および解除、取り消しに関する判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社と保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

<https://www.shougakutanki.jp/>

⑬補償重複について

- ・補償内容が同様の保険契約がほかにあると、補償の一部または完全重複が生じことがあります。つきましては、他のご契約との補償内容の差異や保険金額などを十分ご確認いただいたうえで、ご契約ください。

- ★・補償が重複すると、その補償・特約の対象となる事故について、いずれかの保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

【ご注意】

補償内容が同種の保険契約の解約、または契約内容の変更をされる際には、補償内容に過不足が生じないか、ご確認されることをおすすめします。

⑭個人情報の取り扱いについて

- ・この保険契約に関する個人情報は、当社が保険契約の引き受け、保険契約の履行（保険金のお支払いなど）のために利用するほか、当社およびSBIグループ企業が各種商品・サービスの案内・提供等のために利用することができます。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者（再保険会社・業務委託先など）に対して提供することができます。

個人情報の利用目的および詳細については、当社ホームページをご参照ください。▶ <https://www.n-ssi.co.jp>

ご確認いただけましたでしょうか？

- ・ご不明な点などございましたら、下記フリーダイヤルまでお気軽にお問い合わせください。
- ・ご契約後1か月経過しても契約完了はがきが届かない場合は、お手数ですが当社までお申出ください。

事故受付

万一、事故にあわれた場合は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

 **0120-119-800** 24時間365日対応

異動・解約

ご解約やご住所の変更などは、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

 **0120-800-919** ガイダンス2選択
受付時間 / 平日(月～金) 9:00-17:00
(土・日・祝日・年末年始はお休みをいただいております。)

相談・苦情受付

保険契約に関するお問い合わせは、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

 **0120-800-919** ガイダンス1選択
受付時間 / 全日 9:00-17:00
(年末年始はお休みをいただいております。)

HARLEY | 車両+盗難保険™はSBI日本少額短期保険株式会社が販売するバイク用車両保険（正式名称：車両専用保険）です。
Harley-Davidson Insurance Services はコーンズ・アンド・カンパニー・リミテッドが使用権を有する商標です。
© H-D 2023. Harley, Harley-Davidson およびバー&シールドロゴの商標は全てHARLEY-DAVIDSON MOTOR COMPANYに帰属します。

引受少額短期保険業者 **SBI日本少額短期保険株式会社**

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーB 13F
<https://www.n-ssi.co.jp>

JYU020-B-2302
2022-041-005(2211)